

第三者評価結果

事業所名：紅梅園

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> ケース会議、支援員会議を通して、利用者一人ひとりの特性を職員が理解し日々の支援に生かす事が出来るよう、会議を実施し個別支援計画を作成しています。作業中の出来事については、記録入力システム、施設外チェックシートを用いて記録を行い、職員間で情報共有し、利用者の個性等を把握する事が出来るよう努めています。また利用者自治会を定期的に行い、利用者同士が改善点を話し合い、通所しやすい環境にする仕組みが出来ています。就労支援を目的としているため、趣味嗜好等の支援は行っていません。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 職員の人権擁護の意識づけの取組として、法人の人権委員会が作成した人権手帳を各職員に配布するとともに、県の知的障害施設団体連合会作成のあおぞらプランⅢを全職員に配布し理解を深めています。また、毎月職員の人権目標を掲げ、朝礼時に唱和して振り返るとともに、月1回の支援員会議では職員人権チェックシートを用いて、日々の支援の振り返りと結果を職員全員に公表し、検討しています。法人内外部の人権研修を行い、人権意識を高める取組を行っています。やむを得ない事態の為の体制づくりが今後の課題です。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 就労継続支援B型に分類され、就労と地域社会への移行を目的とする施設であるため、利用者の自律・自立生活への意向は高いです。ケース会議で利用者の家庭環境、生活習慣、特性を理解し、個々に配慮した支援を行なっています。利用者自らが選択して自立行動する事が出来るよう、見守りや声かけ支援を行っています。また、1人暮らしをしている利用者が通所している為、生活等で不安を感じた際には、直接相談に乗ることや、また帰宅後に電話で相談を受け、行政手続書類等の支援やアドバイスを行う事もあります。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> コミュニケーションが十分ではない利用者には、筆談、手話、口話を用いて接しています。また、会話が難しくパソコンを用いた筆談などでコミュニケーションを取ることが得意な利用者とはパソコンにて面談をしています。ジェスチャーや本人の表情から利用者の意思を理解する事が出来るよう、各職員で日々の支援情報を共有し、理解を深めています。また家族との対話は可能なものの職員と対話することが苦手な利用者などは第三者からの情報の取得もしています。手話を用いる利用者が在籍している為、今後、手話の研修等を実施しようと検討しています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 個別支援計画作成の際には、利用者本人の意向を確認し、希望に沿った目標を設定しており、意志を尊重した支援を行っています。また、支援員会議等の場では職員間で相談内容の情報共有を行い、検討して理解を深め、日々の支援に活かしています。日常作業の時間においては、利用者と話のしやすい職員との間で、また状況に応じて個別に話を聞き、利用者の相談に乗ることで不安感を少しでも軽減する事が出来るよう対応しています。その意向は上席まで伝えられ共有しています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	b
<p><コメント> 個別支援計画に則り、利用者の希望にもとづいて作業の提供をしています。個別支援計画書のファイルは、職員が自由に閲覧可能となっていますが、よりの確な情報共有を目的として、個別の目標を抜粋した一覧表等を作成し、周知しています。その変更などについても必要に応じて、職員朝礼等で伝達して、支援を行えるようにしています。作業が主体の施設ということで、レクリエーションや余暇等の提供はしていませんが、年末のお楽しみ抽選会などの行事が行われています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の障害の状況および支援員会議、ケース会議を通して生活の状況を把握する事や、障害に関する知識の習得を図り、人権擁護についての研修参加にも力を入れています。また、利用者間でトラブルが起きた際には、情報の共有・検討し、日々の支援の見直しを行なっています。関係性に応じて、作業環境の調整を行う等、極力トラブルが起こらないように配慮をしています。記録システムの記録を用い、職員間で利用者の障害状況、日々の情報共有を行い、支援に活かしています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的な生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 作業を主体とした施設であり、自立度の高い利用者が利用しています。そのため個別支援計画についても、施設内外での就労を継続、または一般就労に向けての支援計画が中心となっています。入浴支援、排せつ支援等は実施していませんが、個別支援計画にもとづき必要な支援を実施しています。利用者の状態に応じて近隣の弁当工場から配送される昼食を刻み処理をする等個別に対応しています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	b
<p><コメント> 作業場は作業が安心・安全に行えるよう、環境に配慮（車椅子で作業が行いやすい場所等）しています。作業場内には安全通路を設け、マーキングすることで安全な動線確保を実現しています。食堂、トイレ、廊下等の場所は日々、消毒清掃を行い、清潔な空間が保たれています。感染症拡大防止策として食事時間を二班体制として時間をずらすことにより、食堂での密を避ける対策をとっています。利用者が休憩するスペースを設け、昼休憩時等に思い思い過ごす事が出来るように工夫しています。居住施設ではないので、清潔さなどを維持するほかは、利用者の意向の把握等の支援はしていません。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント> 現状は、事業所での利用者の心身の状況に応じた意図的な機能訓練・生活訓練は行っておりません。しかし、就労中での作業を通して、数を数えることであったり、製品を効率よく丁寧にたたむなどの動作は、利用者個人の生活や機能維持には欠かせないものと事業所ではとらえています。また、利用者個人が休日などに、外部の機能訓練のサービスを利用していることなどをモニタリングなどで把握し、利用者個人の支援に向けて職員で情報を共有しています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント> 就労を目的とした作業提供が主体の施設であり生活介護などは行なっていません。連絡ノートを用いて家庭やグループホームとも連携を取り、健康状態の把握を行っています。体温チェック表を用い、出勤前の体温、午前作業時に検温を実施しています。また作業中の体調変化時には、静養室にてベッドで休む等の対応を行っています。また、感染症等が発生した場合の手順については、支援室に掲示を行い、適切に対応をすることが出来るよう取り組んでいます。今後は利用者の高齢化による変化への配慮が期待されます。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント> 非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント> 就労が主体の施設という事から、施設外就労でのビジネスマナーや一般就労に向けての面接の練習などを行なっています。また就職活動としてハローワークに登録を行い、求人情報を得て、施設内に掲示も行なわれています。利用者研修会、あおぞらパーティー、ふれあいフェスティバルといった社会参加の機会の提供と支援を行っています。以前は外出・旅行も行なっていましたが、コロナ禍の為にできていません。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント> 地域生活への移行について、具体的には就労とグループホーム等への転居を中心とした支援を行なっています。利用者の意向に沿って、法人のグループホームや他法人と連携し、移行支援を行っています。移行後は、ホームと情報を共有、連携し、安定した通所を行う事で、グループホームでも安定した生活を行えるよう支援しています。就労継続支援B型事業所として、工賃分配により、本人の新しい生活の希望、地域生活といった目標を持つことが出来るよう支援しています。今後は更に地域生活の意識を高める支援を行うことが課題です。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 月1回第2日曜日に家族会を開催しています。昨今のコロナ禍で開催は1年間ほど見送られていましたが、再開しています。利用者の家族に対して施設の状況や利用者の様子などを報告するほか、厚木地区の施設利用者の保護者連絡会などの団体の情報を伝えています。この家族会には後見人は含まれておらず、家族の参加のみとなっており、全体の2/3ほどの家族が集まります。また連絡ノートにより、家庭と日々情報の共有を行っています。また怪我、トラブル等があった際には電話等で家族に報告、連絡を行う事を徹底しています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 個別支援計画を作成する際に本人の希望する目標を設定する事で、一人ひとりが働く意欲を維持、向上する事が出来るよう支援を行っています。施設内のクリーニング作業の他に、時給の高い施設外の清掃作業なども受託しており、自立度の高い利用者の意向を確認して勤めています。また、通常の時給による賃金のほかに、月の皆勤賞、土曜出勤の割増時給等のインセンティブを設ける等、利用者の意欲を高める支援をしています。就労を目標とする利用者に対しては、挨拶、返事、報告などのビジネスマナーを職員が指導するなどの支援も行なっています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 利用者の意向や障害の状況に応じ、椅子に座っての作業や、体調不良時には休憩を取ってもらう等、作業環境や内容に配慮を行っています。大勢の人が苦手とする利用者には比較的小さな作業場での仕事も行なえるように配慮しています。工賃については、規定に則り、毎月工賃明細書を利用者に直接渡しています。工賃の向上を目的に、毎年目標工賃を設定し、受託先との価格交渉や、原価低減の為の取り組みを行っています。また、安全面については、危険物の取り扱いは職員が行い、現場の床に安全通路をテープで示すなど、安全に作業に取り組んでいます。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	b
<コメント> 利用者が希望しても養護学校等から直接就労移行支援事業が利用できないなど、制度上の問題点もあり、令和2年度末で、就労移行支援事業は廃止しました。しかし、以前一般就労した利用者の勤務先とのコンタクトを継続し、定着状況の確認と必要に応じて対応を行っています。また面談等で利用者が一般就労を希望した際には、ハローワークに求人登録を行い、就労に向けて企業情報を提供し、実習に付添う等、就労に結びつけられるようサポートしています。新しい施設として、受注先の開拓が今後の課題です。	